

水道メーター取替のお知らせ

令和 5年 9月
播磨町上下水道課

各 位

水道メーター取替のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、水道行政に何かとご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水道メーターは水道の使用水量を正確に計量するため、計量法で8年毎に取替えることが義務付けられています。播磨町では、計量法に基づき取替の対象となる水道メーターをご使用のお客様に事前にお知らせしてから、播磨町が委託した播磨町上下水道工事業協同組合が無償で水道メーターの取替に伺います。ご協力いただきますようお願いいたします。

記

◆取替期間： 令和5年 9月6日から令和5年 9月28日の間

(10月度は、10月4日から10月30日)

◆受託者： ・取替責任業者

播磨町上下水道工事業協同組合

Tel 079-435-9111

・当地区を担当する指定工事業者

播磨町東本荘〇丁目〇〇番〇号

(株)〇〇水道設備

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

◆お問合せ先： 上記業者または播磨町役場上下水道課 (担当 灘・川本)

Tel 079-435-0404 (直通)

Tel 079-435-0355 (夜間)

◆その他

- ・取替作業時間は10分程度です。(10分程度の断水となります)
- ・留守の場合でも作業させていただきますので、メーターボックスの上などには普段から物を置かないようご協力お願いします。(取替時の立会いの必要はございません)
- ・対象となる医療機関や店舗等には前もってお知らせします。詳細な取替時期については担当の指定工事業者で決定しますのでご了承ください。
- ・万一メーター取替後、空気・アカ水等が蛇口から出る場合には1分程度水を出し続けてきれいになるのをご確認ください。浄水器を取り付けている場合は、影響のない他の蛇口から水を出してください。なお、メーターボックス自体は個人の管理となっていますので、破損の修理や移動・移設費用は、お客様負担となりますのでご注意ください。